

厚岸町規則第22号

厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則の一部を改正する規則

厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則（平成15年厚岸町規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第3項に規定する」を「第115条の49の規定に基づき、法第7条第3項の」に、「を給付」を「の給付を行う事業を実施」に改める。

第8条第3号中「第11条第1項第1号に規定する養護老人ホーム又は同項第2号に規定する特別養護老人ホームに入所」を「第5条の2第6項に規定する認知症対応型共同生活介護施設又は法第29条に規定する有料老人ホームに入居」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に基づく同様の給付を受給したとき。

(8) 1月以上居宅において在宅介護者が介護しないと認められるとき。

別記様式第2号中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所」を「認知症グループホーム又は有料老人ホームに入居」に、

「(6) 要介護4・5のいずれにも該当しなくなったとき。」を

「

(6) 要介護4・5のいずれにも該当しなくなったとき。

(7) 生活保護法に基づく同様の給付を受けたとき。 に改める。

(8) 1月以上自宅で介護を受けていないとき。

」

別記様式第5号中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所」を「認知症グループホーム又は有料老人ホームに入居」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。